

「森林環境教育支援事業」のご案内

事業目的

森林と人々の生活や環境との関係について理解を深める森林環境教育の推進を通して、次代を担う子どもたちの森を守り育てる意識の醸成を図ることを目的に支援します。

事業内容

県内の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校等の子供たちを対象に県内で行う森林環境教育を支援

※原則として10人/回以上の活動を補助対象とする。

事業主体

県内に事務所または活動拠点を有する民間事業者、NPO、ボランティア団体、森林組合、集落・自治会・町内会等、保育園、幼稚園、認定こども園及び小中学校等

補助対象経費

県内の保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校等の児童・生徒を対象に県内で行う森林環境教育に要する経費

講師謝金・旅費、消耗品費、資機材購入費（取得価格が5万円未満の物品に限る。）、通信運搬費、使用料及び賃借料、開催広告費（印刷製本費を含む）、傷害保険料、賃金（事業実施主体に係る人件費は除く。）、委託費

補助率等

補助率 10/10

※1事業実施主体あたりの上限は10万円/年

